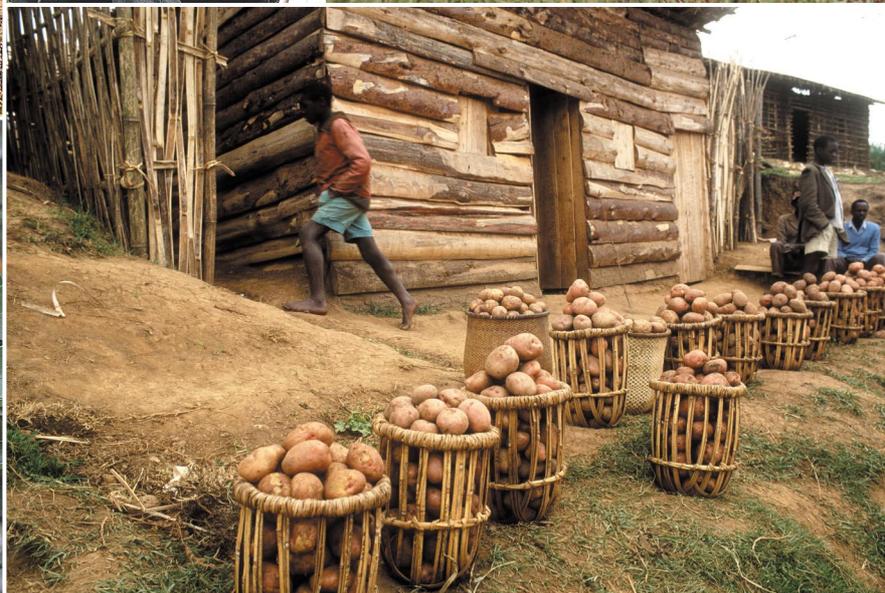
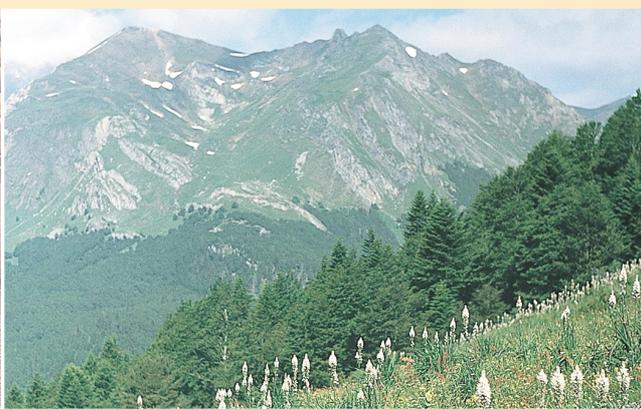


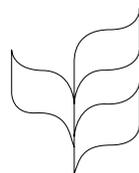


# 世界植物保全戰略

## Global Strategy for Plant Conservation



# 世界植物保全戦略 Global Strategy for Plant Conservation



CBD



UNEP

## 生物多様性条約事務局 発行

The Secretariat of the Convention on Biological Diversity  
World Trade Centre, 393 St. Jacques, Suite 300,  
Montreal, Quebec, Canada H2Y 1N9

Tel: +1 (514) 288-2220

Fax: +1 (514) 288 6588

E-mail: [secretariat@biodiv.org](mailto:secretariat@biodiv.org)

Website: <http://www/biodiv.org>

## 植物園自然保護国際機構 共同発行



植物園自然保護  
国際機構

Botanic Gardens Conservation International  
Descanso House, 199 Kew Road, Richmond,  
Surrey TW9 3BW, U.K.

Tel: +44 (0)20 8332 5953

Fax: +44 (0)20 8332 5956

Email: [info@bgci.org.uk](mailto:info@bgci.org.uk)

Internet: [www.bgci.org.uk](http://www.bgci.org.uk)

U.K. Charity Reg. No.328475

日本語版

翻訳：環境省（決議文書）、有限会社 池田企画（序文、  
囲い込み）

監訳協力：岩槻邦男（東京大学名誉教授）

監修：老川順子（BGCI日本事業）

制作：有限会社 ジェイ アソシエイツ

この冊子の英語版（ISBN 0 9539141 5 1）は、生物多様性条約事務局または植物園自然保護国際機構より入手可能です。

1	2	3
4	5	
6	7	8

表紙写真:

1, 2, 4, 5, 6, 7 © Peter Wyse Jackson/BGCI

3 © FAO photo/G. Bizzarri

8 © FAO photo/R. Faidutti

## 序文

植物は世界の生物多様性の必要不可欠の部分であるとともに、人類の福祉の基礎となる資源でもある。人類に食品、繊維を提供する有用栽培植物はいうまでもなく、何千あるいは何万種もの野生植物も、世界各地で膨大な数の人々に食糧、医薬品、燃料、衣類、住居を提供しており、経済的文化的に重要であり、潜在的有用性を有するものである。中国の伝統的な漢方薬だけでも5000種以上の植物を利用しており、インドの伝統的な薬は7000種に及ぶ植物を基にしている。植物はまた生態系の基本的機能の維持において重要な役割を果たすとともに、世界の動物の生存にとって不可欠なものである。

しかしながら、われわれが植物に依存しているにもかかわらず、その植物に危機的状況が到来してしまった。世界の植物について実施すべき現状の評価の作業の多くは未着手の状態にあるが、明らかなのは地球規模で6万種から10万種に及ぶ植物が絶滅の危機に瀕しているということである。

植物が絶滅危惧の状態に至るのは、過剰な収穫、持続不能な農林業慣行、都市化、環境汚染、土地利用形態の変化、侵略的外来植物の繁茂、気候変動などの要因の組み合わせによる。

国際機関、各国機関、締約国、その他各国政府や非営利団体などのユニークなパートナーシップによる作業を通じて、生物多様性条約は、グランカナリア宣言からわずか2年後の2002年4月ハーグで開催した第6回締約国会議において、世界植物保全戦略（決議V1/9）を満場一致で採択しこれを発展させてきた。この戦略の起点は植物の保全であるが、持続的利用、利益配分、能力開発などの視点も組み込まれている。

保全戦略は地球、地域、国家、地方の各レベルの行動に対する斬新な枠組みを提示するものである。地球的な規模はキーとなる目的、目標、行動に対するコンセンサスの展開を容易にするとともに、あらゆるレベルにおける協力体制と相乗効果を高める点で、重要である。この戦略は、各国政府、政府間組織、（保護地域管理委員会、植物園、遺伝子バンクなどの）保全研究組織、大学、研究所、非営利団体とそのネットワーク、各種民間部門などの、広範囲の組織や機関の支持を得ている。この戦略のもっとも目新しい要素は、2010年までに測定可能な各種ゴールに到達することを目指した、成果重視の目標16項目を組み入れたことである。生物多様性条約によりこのような目標が採択されたのは初めてのことであり、この手法の成否は他の作業プログラムに適用可能なモデルとして高い関心をもって見守られている。

各国政府にはこの戦略の枠組み内でそれぞれ独自の目標を採択し、2010年までに目標達成を図るべく共同歩調をとるよう求めている。

私は、世界植物保全戦略の発展に貢献してきた世界中のすべての機関及び個人に対し感謝の意を表す。そしてまた、「自然への投資 (Investing in Nature)」と題したパートナーシップ事業として、この冊子を出版し、世界植物保全戦略の公表を可能にした植物園自然保護国際機構及びHSBCの寛大なる支援に対してもお礼を申したい。

この戦略及び16項目の目標により、われわれ全員のチャレンジが明確になった。世界の植物多様性を保護すべく2010年までにこれら目標を達成するために、地域レベルから国際レベルまであらゆるレベルにてこの戦略を実行するよう皆さまにも参加を呼びかけたい。



ハムダラー・ゼダン  
生物多様性条約事務局 事務局長

## 注記

世界植物保全戦略は、2002年4月19日、ハーグにて生物多様性条約締約国会議の決議第VI/9号として承認を受けたので、ここにその内容を提示する。

世界植物保全戦略を採択した決議第VI/9号は、以下の通りである。ご覧になる際は、当該決議が三部構成、すなわち、勧告、保全戦略を掲載する別紙、「世界戦略の16項目の目標に関わる用語及び技術的根拠」を含む付属文書であることに注意されたい。参照の便を配慮し、付属文書の用語及び技術的根拠は、各目標の下にボックス記事として掲載した（6頁から11頁）。

## 決議 VI/9号

### —世界植物保全戦略に関する生物多様性条約締約国会議にて—

締約国会議は、

1. 2010年までの、成果につながる地球規模の目標を含んだ、別紙の世界植物保全戦略を採択する。
2. 国際機関及び地域機関に対し、植物多様性の滅失の停止へ向けた共通の努力を促進するためにこの戦略を支持し各目標の適用と実行に貢献するよう要請する。
3. ここに掲げる目標は各国の優先課題及び実施能力に従いまた各国間の植物多様性の差異を考慮し国と地域の目標を進展させる際の、柔軟な枠組みと見なすべきことを強調する。
4. 締約国及び各国政府に対し、国と地域の目標を進展させ、また、適当な場合には、それらを生物多様性国家戦略を含む関連的な計画、プログラム及びイニシアチブ（先駆的政策や構想、及び個人や組織（以下、「イニシアチブ」））へ組み入れることを要請する。
5. 貧困の解消及び持続可能な発展へ貢献するこの戦略の潜在的な役割を強調する。
6. 特に、開発途上国、小島嶼開発途上国及び豊かになりつつある国における、この戦略の実施のための能力開発の必要性を強調する。
7. 締約国、他の各国政府、財政機構及び資金提供機関に対し、特に開発途上国、とりわけ、後発の開発途上国、小島嶼開発途上国及び豊かになりつつある国によるこの戦略の実施のための適切かつ時宜を得た援助を提供するよう要請する。

8. 第8回及び第10回締約国会議において、世界目標の達成度の観点からの進捗状況を評価し、この評価に即した追加的な指導（必要に応じ、目標の改善を含む）を行うことを決定する。

9. 世界植物保全戦略を、戦略計画という面で、生物多様性条約に基づく成果重視型目標を使うための試験的な手法として考慮することを定める。さらにこの手法を、同条約の下で、他の分類群を含む別の領域に向けてより幅広く適用することを考慮する。

10. 科学技術補助機関（SBSTTA）に対し以下を要求する。

- (a) 生物多様性条約の主題別及び横断的作業計画の定期的な評価において、この戦略の目標を考慮すること。
- (b) 条約の主題別及び分野横断的作業計画の範囲内における、世界植物保全戦略の実施促進及びモニタリング、評価のための手法の開発及び第7回締約国会議への報告。

11. この戦略の発展における“グランカナリア・グループ”の貢献を歓迎し、関係機関に対し、事務局長と協力しながら、この戦略の更なる展開、実施及びモニタリングに貢献するよう要請する。

## 別紙

# 世界植物保全戦略

### A. 目的

21世紀には世界中の植物の野生種の三分の二が、人口増加・森林伐採・自生地喪失・資源の過消費・侵略的外来種の繁茂・農耕地拡大により、絶滅の危機に瀕している。また、多くの種における遺伝子衰退や遺伝子基盤の劣化により植物多様性のさらなる喪失が予測されている。

グランカナリア宣言 (2000)

#### エコシステム・アプローチ

エコシステム・アプローチとは、土地・水・生物資源について、その保全と衡平な方法による持続的利用を促進する統合管理に関する戦略である。エコシステム・アプローチの適用は、生物多様性の保全・その要素の持続的利用・遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分という生物多様性条約の3つの目的のバランス達成を可能にするものである。これはまた、各種レベルの生物学研究組織と環境との間の基本プロセス、機能、相互作用に焦点を当てた科学的方法論の適用に基づくものである。ここにおいて文化的な多様性を有する人類もエコシステムの不可欠な構成要素であることも認識されている。締約国会議が説明しているように、エコシステム・アプローチは生物多様性条約に基づく行動の主たる枠組みである。

1. この戦略の究極かつ長期的な目的は、現在進行している植物多様性の滅失を停止することである。
2. この戦略は、植物保全を目的とした既存のイニシアチブ間の調和を促進し、新たなイニシアチブを必要とする問題点を明らかにし、必要な活動資源（財政、施設、人員等）の有効利用を促進するための枠組みを提供する。
3. この戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けてのエコシステム・アプローチ（生態学的手法）を確立し、生態系の構造及び機能における植物の欠くことのできない役割に焦点を当て、このような生態系がもたらす便益と利便の供給を保障するための手段となる。
4. この戦略は、更に、
  - (a) 生物多様性条約の最終的な目的に関連する目標設定に向けて、条約の下での試験的な試みとなる。
  - (b) 生物多様性条約の主題別の作業計画の展開及び実施の手段としての機能を果たす。
5. 最終的かつ長期的な目的の範囲内において、以下の二次的な目標を設定する。

#### (a) 植物多様性の理解及び記録：

- (i) 世界の植物の多様性について、その利用及び自然分布域、保護地域及び生息域外（施設内）コレクションを含めて記録する。
- (ii) 世界的な植物多様性及びその保護の現状と傾向並びに植物多様性への脅威を監視し、絶滅の危機に瀕する植物種、植物群落及び関連する生息地、生態系を“レッドリスト”を考慮することを含め、特定する。
- (iii) 利用可能な植物多様性に係る情報を管理し、利用可能にするために、統合及び分散され、かつ双方向型の情報システムを開発する。
- (iv) 自然の、又は人間活動と関連した植物の多様性が十分理解され、保全活動が促進されるために、植物及び植物群落、関連する生息地、生態系に係る遺伝的多様性、系統学、分類学、生態学、保全生物学に関する調査や、生物多様性に影響を与える社会的、文化的、経済的要因に係る調査を促進する。

#### (b) 植物多様性の保全：

生息域内（より自然に近い状態とより管理された環境下の双方を含む）、及び生息域内での措置を補完する必要がある場合には生息域外（原産国内であることが望ましい）において、植物多様性、植物群落及び関連する生息地、生態系の長期的な保全、管理、並びに再生措置を改善する。この戦略では、世界の植物多様性の重要地域の保全や人間社会に直接の重要性をもつ植物種の保全に特に注意する。

#### 目標の数量化の重要性

生物多様性の保全を目指した戦略その他の計画に、成果が数量化可能な目標を組み込む傾向が世界的に増加している。そのもっともよく知られた例は、援助国と開発途上国の双方を含む多くの国々が採択してきた国際連合ミレニアム開発目標であろう。

#### 生物多様性条約の主題別作業計画

生物多様性条約締約国会議では、海洋及び沿岸の生物多様性、農業の生物多様性、森林の生物多様性、内陸水の生物多様性、乾燥及び半乾燥地の生物多様性を対象とした5つの主題別作業計画に着手している。これら作業計画はそれぞれ、将来の作業に対する未来像とそれを導く基本原則を確立し、考察すべき主要問題を設定し、到達すべき成果を明らかにし、これらの成果を達成するためのスケジュールと手段を提案するものである。

### (c) 植物多様性の保全：

- (i) 植物資源の非持続的利用を制御する方策を強化する。
- (ii) 植物多様性の持続可能な利用に基づく生計を支援し、植物多様性の利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配を促進する。

### (d) 植物多様性に関する教育及び普及・啓発の促進：

植物多様性の保全及び持続可能な利用に関して必要な一般的及び政策的な支援を動員するために、植物多様性及びそれによりもたらされる便宜と利便の重要性、植物多様性の保全及び持続可能な利用の必要性を明確にし、強調する。

### (e) 植物多様性の保全のための実施能力の開発：

- (i) 植物多様性の保全のために必要な人材、物理的・技術的施設、及び財政支援を高める。
- (ii) 植物保全を支援する活動、及び潜在的相互作用を最大化するために、ステークホルダー（主体的役割をなす利害関係個人や組織（以下、「ステークホルダー」））間の連携を強め、統合する。

## B. 根拠、範囲及び一般原則

6. 植物は、世界の生物多様性にとって不可欠な役割を担っており、地球のための本質的な資源として世界的に認知されている。基本的な食料と繊維のために利用されている少数の作物に加えて、大多数の野生植物は、世界中の莫大な数の人類に対して、食料、医療、燃料、衣服、住居を与える経済的及び文化的な重要性と可能性を有している。植物は、地球上の基礎的な環境のバランス及び生態系の安定性の維持において、主要な役割を担っており、また、世界の野生動物の生息地の重要な構成要素を提供している。現在、世界の植物種の完全な目録は完成していないが、維管束植物の総種数は30万種（目）であると推測されている。特に注視すべきなのは、多くの種が、生息地の改変、過剰な開発、侵略的外来種、汚染、気候変動などによって絶滅の危機に瀕しているという事実である。このような致命的で膨大な量の生物多様性の滅失は、世界の人類社会に最も重大な挑戦の一つを決意させる。すなわち、現在及び将来の人類にとって不可欠な植物多様性の破壊を停止することである。この世界植物保全戦略は、この挑戦に取り組むために提案されたものである。この戦略の要点項目は保全であるが、持続可能な利用及び利益配分に関する側面も含まれている。

7. 植物に焦点を当てた戦略の根拠は以下の二つの側面を有している。

- (a) 植物は一次生産者であり、多くの生態系にとっての生活の基盤を提供している。
- (b) 少なくとも高等植物の科学的理解は（完全ではないにしろ）他の植物群に比べて進んでいるため、有効な目標の設定は可能である。

8. 従って、この戦略は植物界を対象とするが、高等植物及びコケ類、シダ植物のような比較的進んでいる植物群に焦点を当てている。これらの分類群に対しての数量化できる目標の設定は、多くの下等植物群を対象としたものよりも信頼できるものである。このことは、このような下等植物群が生態系の機能として重要でないとか、絶滅の危機に瀕していないということの意味しているわけではない。しかしながら、（少なくとも初期段階においては）既知の分類群における達成可能な成果に焦点を当てることによって、効率的な行動が最良に達成される。締約国は、国レベルにおいて、低い階級の分類群を含めることを選択することも可能である。

## ボン・ガイドライン

遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインは、生物多様性条約第6回締約国会議において採択された（決議第VI/24号）。ボン・ガイドラインは、この分野における生物多様性条約の規定の遂行における発展的過程の有用な第一歩と見なされており、伝統的な知識及び技術移転などの問題に対する指針をも提供するものである。この任意的な指針は、アクセス及び利益配分戦略の全体的な展開、ならびに遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する過程の段階の特定に関して、締約国、各国政府、ステークホルダーを支援することを意図している。このガイドラインはまた、アクセスと利益配分についての法律上、行政上または政策上の措置、また、アクセスと利益配分に関する相互に合意する条件に基づく契約およびその他の取り決めを交渉する際に支援することを意図している。

## 第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

## 第10条 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。

9. この戦略は、植物の遺伝的多様性、植物種、植物群落及びそれらの関連する生息地と生態系に適用する。

10. この戦略は、世界、地域、国及び地方の各レベルにおける枠組みを提供する。この戦略の地球規模の側面は重要である。なぜなら、この戦略は、

- (a) 重要な目的、目標、行動につき、地球規模の共通認識の発展を促進し、
- (b) (ある種の回復プログラムのような)国を越えた必要な行動の実行の可能性を高め、
- (c) 利用可能かつ有用な情報を最大限に活用し、
- (d) (保全方策のような)重要かつ包括的な問題に調査を絞り込むことに利用され、
- (e) 植物保全のための適切な基準の特定を可能にし、
- (f) 世界的に重要な地域（世界的に絶滅に瀕している種、すなわち“生物多様性の中心”及び“ホット・スポット”）への支援を動員し、
- (g) 国、地方、国際的な組織の間における協力関係を可能にすることができるからである。

11. この戦略は、

- (a) 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の保証のために、取得と利益配分に関する生物多様性条約の規定を適用し、適切な場合には、取得と利益配分に関するボン・ガイドラインを適用する。食糧農業遺伝資源に関する条約と矛盾しないものとする。
- (b) 原住民及び地域社会の知識、工夫及び慣行を踏まえ、このような知識、工夫及び慣行の所有者を是認し、参加させるとともに、条約8条(j)の実施に貢献する。
- (c) すべての段階での植物及び植物群落と他の生態系の構成要素との間の相互作用、及び生態系の機能と過程におけるそれらの役割を認識し、条約の下で採択されたエコシステム・アプローチを適用する。エコシステム・アプローチはまた、特に、分野横断的な協力、下位の段階への管理の適切な分権化、利益の衡平な配分、不確実なことを処理することが可能で、かつ経験と条件変化に即して改良された適応性のある管理政策の慣行を意味する。
- (d) 必要な場合には生息域外保全により補完しながら、保全のための初期的な取り組みとして、生息域内保全のための方策を採用する。この戦略は、生息域内及び生息域外保全（回復計画を含む）の間の連関を探求する機会を提供する。
- (e) 科学的、社会的及び経済的問題を考慮に入れた、多くの学問領域にわたる手法を採用する。
- (f) 国レベルでの目録に関するイニシアチブを強化する。

## C. 目標

12. 2010年に向けた世界的な目標は以下の通りであり、用語及び技術的根拠は別添に示される。2010年という目標年次は、生物多様性条約の戦略計画の目標年次に合わせている。

### (a) 植物多様性の理解及び記載：

**目標1：完全な世界植物誌への第一歩として、広く利用可能な既知植物種のワーキング・リストを作成する。**

既知の植物種27万種に対し使用されている学名数は、およそ90万に及ぶ。

#### 用語及び技術的根拠

既知種のワーキング・リストは、植物保全のための根本的な必要条件であると考えられている。特に、最終的なリストというよりはむしろ“ワーキング”リストであり、既知の植物種に限定した（現在は27万種であり、2010年までには10～20%の増加見込み）場合、この目標は2010年までに達成されようと考えられている。この27万種に対し使用されている学名数は、およそ90万に及ぶ。つまりこの目標では、名前、同義語及び分布領域に焦点を当てた既存の知識の編集と統括が必要とされる。こうした観点から、国の植物誌と資料及び国際的イニシアチブの双方が重要である。このリストはインターネットを通じて利用可能にすることができ、CD-ROM及び印刷物での利用も可能とする。地域や自国語による名前を含んだ完全な世界植物誌の作成する長期的目的の基礎を固めるためには、現地の呼称の記載を含め、国や地域レベルの植物誌に関する更なる作業が必要である。

**目標2：すべての既知植物種の保全状況の初期的な評価を国内・地域・国際的レベルで実施する。**

地球規模で絶滅の危機に瀕すると分類されている植物種は、3万4千種である。

#### 用語及び技術的根拠

国際的に用いられている基準によると、保全状況が評価されている植物種は6万種以上であり、そのうちの3万4千種が、地球規模で絶滅の危機に瀕すると分類されている（IUCN, 1997）。加えて、多くの国では、各国の植物相の保全状況の評価を行っている。現在27万種の植物が知られているが、評価されていない種を完全に評価するための十分な情報は、ごく一部の種においてのみ利用可能である。従って、残りの“情報不足”種に対する「初期的な」評価が行われることになる。より包括的な評価が実施されるためには、引き続き、更なるフィールドワークが不可欠になる。

**目標3：調査及び実践経験に基づいた植物の保全と持続可能な利用のためのモデルの開発。**

#### 用語及び技術的根拠

保全生態学の調査及び方法論並びに実践的な保全技術は、植物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用にとって基本である。これらは、既存の又は新たな調査結果及び実際の管理経験に基づいた模範例に見合った適切なモデルやプロトコルの開発及び効果的な普及によって応用される。ここでいう“プロトコル”は、植物の保全及び持続可能な利用に関する行動を如何に行うかという実践的な手引きとして理解される。プロトコルによるモデルの開発が必要な重要分野には、生息域内及び生息域外保全の統合、生態系内での絶滅危惧種の管理、エコシステム・アプローチの適用、持続可能な利用と保全のバランス、保全の優先課題を設定する方法論、保全及び持続可能な利用の活動のモニタリングのための方法論が含まれる。

**(b) 植物多様性の保全：****目標4：少なくとも世界の各生態的地域の10%を効果的に保全する。**

(プレーリーのような) 自然草原、沿岸域、入江・河口域の生態系は、ほとんど保護地域化が進んでいない。

**用語及び技術的根拠**

陸地の約10%が保護地域で覆われている。一般に、保護地域としては森林及び山岳地域が代表的であり、(プレーリーのような) 自然草原と、マングローブを含む沿岸域や入江・河口域の生態系は、ほとんど保護地域化が進んでいない。この目標は、

- (i)異なる生態的地域の保護地域化の促進、及び
- (ii)保護地域の効率性の増加

を意図するものである。一部の生態的地域については、既に10%以上の保護地域化が進んでいるために、「少なくとも」という限定詞を用いている。ある場合には、生態系の再生又は修復が必要となるであろう。効果的な保全とは、当該地域が、植物種及び植物群落に対する適切な保全状態への達成に向けて管理されていることを意味する。主要な植生のタイプに基づいた生態的地域の特定方法は様々である。将来、更に高い目標が設定されるであろう。

**目標5：植物の多様性に関して最も重要な地域の50%の保護を確実なものとする。****用語及び技術的根拠**

植物の多様性に関して最も重要な地域は、種の固有性、種の多様性、残存の生態系を含む生息地の独自性などの基準に従い、生態系の利便の供給を考慮に入れて特定される。これらはまず初期的に、地方及び国レベルにおいて特定される。「保護」は保護地域を含む効果的な保全方策を通じて「保証」される。植物や鳥類に関する重要な場所についての地域レベルのイニシアチブの経験から、2010年までの目標として50%という数値が現実的であることを示唆している。長期的には、すべての重要な植物地域の保全が保証されるべきである。

**目標6：少なくとも生産地の30%を植物多様性保全に合致した形で管理する。****用語及び技術的根拠**

この目標の目的において、「生産地」は、主要な目的が農業（園芸を含む）、牧草地、又は木材生産である土地を意味する。「植物多様性の保全に合致すること」は、多くの目的が、このような生産地の管理へ統合されることを意味する。すなわち、

- ・生産システム自体にとって不可欠な一部分となっている植物多様性の保全（例えば、作物、牧草、樹種及び遺伝資源）
- ・重要かつ脅威にさらされている生産景観における他の植物種の保全又は、特に重要な社会経済的価値の保護、
- ・周囲の生態系の中で植物多様性が著しく受ける不利な影響を避ける管理の実施。例えば、農薬の過剰利用や持続可能でない土壌浸食の防止、

である。統合生産手法は、総合的な病害虫の管理、保全的農業、植物遺伝資源の農場での管理など、農業への適用事例が増加してきている。同時に、持続可能な森林経営もより広く普及している。このような背景及び用語の説明から、この目標は妥当である。自然林及び半自然林や草原に関しては、更に高い目標設定が可能である。

## 目標7：世界の絶滅危惧種の60%を生息域内において保全する。

### 用語及び技術的根拠

ここでいう「生息域内での保全」は、種の個体数が少なくとも一つの保護地域、又は他の生息域内の管理手法によって効果的に維持されていることを意味する。ある国にとってはこの数値はすでに達成済みであるが、多くの国にとっては更なる努力が必要であろう。この目標は、すべての絶滅危惧種の効果的な生息域内保全へ向けた第一歩として考えるべきである。

## 目標8：絶滅危惧植物種の60%をアクセス可能な状態で生息域外(原産国内が望ましい)において保全し、それらのうちの10%を種の回復・復元事業の対象とする。

現在、既知の絶滅危惧種で生きた状態でのコレクションとして保護されているのはおよそ30%、回復・復元事業に組み込まれているのは2%と推定される。10%を目標とすることが勧められている。

### 用語及び技術的根拠

現在、既知の絶滅危惧種のおよそ30%に当たる1万種以上の絶滅危惧種が、生きた状態でのコレクション(植物園、遺伝子バンク、組織培養コレクション)によって維持されている。この数値は、特に保存の不適応な種子に対して、より豊かな資源や技術の開発及び移転により、2010年までの目標数値に到達する方向で上昇すると考えられている。この目標の下では、極度に絶滅に瀕している種に優先度を置くべきであり、このような種に対しては、90%という数値目標が達成されるべきである。現在、約2%の絶滅危惧種が、種の回復・復元事業に組み込まれていると推測されている。従って、10%を数値目標とすることが勧められている。

## 目標9：作物その他社会経済的価値のある主要な植物種の遺伝的多様性の70%を保全し、関連する原住民及び地域の知識を維持する。

およそ200ないし300種の作物種では、遺伝的多様性の70%が、既に遺伝子バンクによる生息域外(施設内)で保全されていると見なされている。

### 用語及び技術的根拠

適切な戦略があれば、ある作物の遺伝的多様性の70%は、比較的小さなサンプルの中に封じ込めることが可能であることが論証されている。従って、すべての作物種にとってこの目標は容易に達成可能である。およそ200ないし300種の作物種では、遺伝的多様性の70%が、既に遺伝子バンクによる生息域外(施設内)で保全されていると見なされている。遺伝的多様性は、また、農場の管理下でも保全される。地域社会との協力によって、関わりのある地域及び原住民の知識もまた維持することができる。遺伝子バンクと農場やその他の生息域内における手法との連携によって、この目標は、主要な飼料用作物種や樹種のみならず、すべての作物種について達成されるであろう。薬用植物のようなその他の社会経済的に重要な主要な種は、各国の優先課題に従い個別に選択することができる。各国の連携活動を通じて、約2～3千種を網羅することが可能である。

## 目標10：少なくとも、植物及び関連する生息地や生態系を脅かす100種の主要な外来種に対する管理計画を実施する。

### 用語及び技術的根拠

固有種、自生している植物群落及び関連する生息地や生態系を、主に脅かしていると考えられる外来種の数に関しては、合意に基づく確かな推測値はない。従って、このような主要な侵略的外来種に関するはっきりとした数値目標を設定することが推奨されている。“少なくとも100”という言葉は、適切であると考えられている。100の外来種は、地域および地球規模レベルでの重要性を考慮に入れて、各国の優先課題に基づき選定される。多くの外来種に関し、それらが脅かす植物、植物群落及び関連する生息地や生態系を有する国ごとによって、異なる管理計画が必要とされる。この目標は、植物、植物群落及び関連する生息地や生態系を脅かすすべての外来種のための管理計画の策定に向けた第一歩として設定されるものである。

### (c) 植物多様性の持続可能な利用：

#### 目標11：国際貿易により危機にさらされている植物種をなくす。

##### 用語及び技術的根拠

この目標は、国際貿易により現実に脅威にさらされている植物種に焦点を当てたものであることから、より正確な内容となっている。この目標は、達成可能であり、目標12を補足するものである。野生植物のうち、国際貿易により脅威にさらされている種は、CITESの別表1に掲載されているものに限らない。この目標は、“すべての野生植物種は、国際貿易に起因する持続可能でない開発に影響を受けない”とするCITESの戦略計画（2005年まで）の主目標と整合するものである。

#### 目標12：植物由来の製品の30%を持続的に管理されている生産地から産出されるものにする。

##### 用語及び技術的根拠

1. 植物由来の製品 には、食品、木材、紙及び他の木質製品、他の繊維製品、装飾品、医薬品、他の植物の直接利用が含まれる。
2. 持続的に管理されている生産地 には、以下が含まれる。
  - ・（産物の過剰収穫又は生態系への悪影響を避けることにより）持続的に管理されている自然及び半自然。一部の原生林及び原生状態に近い生態系からの資源の商業的な採取を除く。
  - ・持続的な手法で管理されている林地及び農用地。
3. 双方の場合において、持続可能な管理は、公正で衡平な利益の共有及び原住民や地域社会の参加など、社会や環境的考慮を統合するものとして理解されるべきである。
4. 進捗状況の把握のための指標としては、以下を含む。
  - ・直接的な測定：（例）（有機農産物、認証済み木材、及び持続可能な農業や林業に関する模範的实践を集成した中間基準など）関連する認定基準に合致する産物。
  - ・非直接的な測定：（例）農業システム分析に基づき、統合された生産方法の適用を考慮した持続可能、又は持続可能な状態に近い生産地からの産物。進捗状況の評価は、持続可能な農業及び森林経営の基準と指標の開発により支援される。
5. 認証済み有機農産物や木材は現在、世界の生産物の約2%を占めている。ある生産物の種類は、その10~20%が中間基準に達している。このことから、この目標は達成可能であると考えられる。生産物によっては、目標の達成がより難しく、また進捗状況の評価もより困難であることを認識した上で、この目標は、植物由来の製品の各種類に適用される。実行に際しては、生物多様性条約の農業の生物多様性に係る作業計画に即し、産物や製品毎の手法及び分野横断的な手法との間の連携が必要である。

### 目標 13: 植物資源の減少並びに持続可能な生計、地方の食料安全及び健康の維持増進に資する地方又は原住民の知識、工夫、慣行の損失を停止させる。

“現在の環境資源の損失傾向を、2015年までに、世界及び国レベルにおいて、効果的に逆転させる”

#### 用語及び技術的根拠

植物多様性は、生活、食糧安全及び医療を支えている。この目標は、“現在の環境資源の損失傾向を、2015年までに、世界及び国レベルにおいて、効果的に逆転させる”という、広く合意された国際的な発展的目標の一つに即したものである。2010年までに損失を停止し、それ以降に損失を元に戻すことは、現実的であると考えられている。関連する植物資源及びこれらの損失に対して取り組む方策は現地特有であるため、実行は地域主導的に行わなければならない。この目標の範囲は、植物資源及び関連する伝承民族植物学的な知識を包含するものとして理解される。関連する地域及び原住民の知識の損失に関する測定は、生物多様性条約第8条(j)及び関連条項の作業計画に即して実施されなければならない。

#### (d) 植物多様性に関する教育及び普及・啓発の促進：

### 目標 14: 植物の多様性の重要性と保全の必要性を、コミュニケーションや教育・普及啓発プログラムに組み入れる。

植物多様性の重要性に関する情報交換、教育及び公衆の啓発促進は、この戦略のすべての目標の達成にとって本質的な課題である。

#### 用語及び技術的根拠

植物多様性の重要性に関する情報交換、教育及び公衆の啓発促進は、この戦略のすべての目標の達成にとって本質的な課題である。この目標は、すべてのレベルにおける公式と非公式な教育の双方を含んでおり、初等、中等、高等教育を含むものである。鍵となる対象者としては、子供や学生のみならず、政策立案者や一般市民をも含む。この全般的な目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングする特定の指標の設定について、考慮されなければならない。特定目標の対象者についての指標を設定することが有効的かもしれない。植物の多様性に関する教育の戦略的重要性を認識し、この課題は、環境に関するカリキュラムのみならず、主要な教育政策の広い範囲において包含されるべきである。

**(e) 植物多様性の保全のための実施能力の開発：**

**目標15：** この戦略の目標を達成するために、国内のニーズに従って、植物保全に関して適切な施設で働く訓練を受けた人員を増加させる。

植物保全に携わる教育を受けた人の数は、世界全体で2010年までに倍増させることが必要であると思われる。

**用語及び技術的根拠**

この戦略に掲げられる目標の達成には、特に、適切な施設の利用と保全活動の実践者の育成という、多くの実施能力の開発に取り組むことが不可欠である。研修プログラムに加えて、この目標の達成のためには、施設自体を維持する長期的献身も必要である。“適切な施設”とは適当な技術的、組織的、財政的資源を含むものとして理解される。能力開発は、国内のニーズに関する評価に基づかなければならない。植物保全に携わる教育を受けた人の数は、世界全体で2010年までに倍増させることが必要であると思われる。生物の多様性と技術との間における現在の地理的な不均衡を考えれば、多くの開発途上国、小島嶼開発途上国及び豊かになりつつある国においては、2倍以上の能力が必要と考えられる。実施能力の向上は、内部における研修のみならず、新任職員やその他のステークホルダーの訓練を含むものとして理解されるべきである。

**目標16：** 植物保全活動のためのネットワークを国際レベル、地域レベル、国レベルにおいて設立し、強化する。

**用語及び技術的根拠**

ネットワークは、より優れたコミュニケーションをもたらし、情報、ノウハウ、技術の交換のためのメカニズムを提供する。ネットワークは、この戦略に掲げられた全目標の達成に向けての多くのステークホルダーの努力の調整や統合において、重要な要素となる。また、活動の重複を防止し、資源の配分の効率化においても有益である。効率的なネットワークは、植物保全の諸問題に関する共通手法の開発、政策や優先課題の共有、異なるレベルにおけるこうした全政策の実施の普及のための手段を提供する。また、保全に関連する異なる分野間での連携の強化にも貢献する（例：植物学、環境、農業、森林、教育分野）。ネットワークは、すべてのレベルにおいて、実地での保全活動と協調、モニタリング及び政策策定の間における本質的な連関を提供する。この目標は、必要に応じた新たなネットワークの策定のみならず、既存のネットワークへの参加の拡大も含むものと理解される。

13. これらの目標は、政策の策定のための枠組み及びモニタリングのための基礎となる。この枠組みの範囲内で設定される各国の目標は、植物多様性の違いを考慮にいたった各国の優先課題及び能力に従い、国ごとに異なることもある。



Global Invasive Species Programme (GISP)



The World Conservation Union



SPECIES SURVIVAL COMMISSION



BGCI



INTERNATIONAL ASSOCIATION OF BOTANIC GARDENS



WWF



COUNCIL OF EUROPE / CONSEIL DE L'EUROPE



## D. 枠組みとしての世界植物保全戦略

14. この戦略は、条約の下における既存の主題別及び分野横断的な作業計画に類似した“作業プログラム”を意味するものではない。それゆえに、詳細な活動や期待される成果等を含んでいない。更にこの戦略は、成果重視の目標（条約の下で使用されている“過程”目標とは異なる）を設定することにより枠組みを提供している。これらの目標達成に必要な活動は、この枠組みの範囲内において展開されると予想される。多くの場合、活動はすでに進行中であり、既存のイニシアチブに含まれていると思われる。これらの活動は以下を含む。

- (a) 生物多様性国家戦略及び行動計画並びに関連する分野別で分野横断的な計画、プログラム、及び政策の範囲内での植物保全を目的とした活動。この観点から、締約国及び政府は、この戦略の各国の計画、プログラム及び政策への統合について報告することが望ましい。
- (b) 既存の関連のあるイニシアチブの下での適切な活動、特に
- ・ワシントン条約（CITES）の植物委員会による戦略計画と業務
  - ・国際植物防疫条約（IPPC）
  - ・食糧農業植物遺伝資源に関する国際条約
  - ・ヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関するベルン条約
  - ・FAO（国際連合食糧農業機関）食糧と農業に係る植物遺伝資源のための世界行動計画
  - ・ユネスコ（国連教育科学文化機関）人間と生物圏計画（MAB）
  - ・世界侵入種プログラム（GISP）の世界戦略
  - ・IUCN種保存委員会による植物保全プログラム
  - ・植物園の保全活動に対する国際アジェンダ
  - ・国際植物園連合の活動
  - ・世界自然保護基金（WWF）とユネスコによる人と植物プログラム
  - ・ヨーロッパ・カウンシルとプランタ・ヨーロッパによるヨーロッパ植物保全戦略のような地域レベルの戦略

及び、

- (c) アクセスと利益配分、持続可能な利用、指標、外来種、世界分類学イニシアチブ、第8条(j)の関連事項などの横断的課題のみならず、農業の生物多様性、森林の生物多様性、内陸水の生物多様性、海洋・沿岸の生物多様性、及び乾燥・半乾燥地の生物多様性に関連した事項を含めた生物多様性条約の各作業計画の下での適切な活動。

15. この戦略及び16項目の目標は、政策決定者及び公衆の意見のための枠組みを提供し、植物保全を達成するために必要な改善措置を促進することを目指している。国際社会で採択された明確かつ不変で長期的な目標は、期待を具体化し、政府、民間、市民社会といったすべての段階が植物多様性への脅威に対する解決策を開発する自信を持つことに貢献する。各目標が広く理解され、公衆の意見を喚起するために、各目標は、かなり明確で簡潔であることが必要である。各目標は、逐語的に理解されるのではなく、むしろ、共通認識として理解されるべきである。各目標が、有効に機能するために、包括的な目標設定をするよりはむしろ、戦略的な活動に焦点を絞るべきである。植物多様性の重要地域、植物多様性への脅威、植物、植物群落及び関連する生息地と生態系を脅かす主要な外来種に関する科学的に重要な新たな知見が裏付けられた場合には、各目標は見直され、必要な改訂が行われる場合もある。

## E. この戦略の展開及び実施のために必要な更なる作業

16. この戦略を実行するための方策は、国際、国内及び地方レベルにおいて、実施される必要がある。このことは、各国毎の目標の設定及び生物多様性国家戦略を含む関連的な計画、プログラム及びイニシアチブへの統合を含む。国レベルの目標は、植物多様性のレベル及びその国の優先課題の違いに従い、国毎に異なるものである。多国間及び二国間の融資機関は、自らの融資活動がこの戦略及びその目標を支援し、それに対抗しないことを確実にする政策と対策を講じることを検討すべきである。

17. 各目標に対し、活動の範囲を明確にし、準目標やマイルストーン（中間目標）を開発する必要があるかもしれない。目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするためには、基準値及び一連の指標を設定する必要があるかもしれない。これには（各国の“レッドリスト”のような）関連のある国内及び国際的な資料が参考になり、クリアリングハウス・メカニズムを十分に活用することになる。

18. おそらく生物地理学的手法を用いて、この戦略の地域要素が明らかにされるかもしれない。

19. 各締約国に加えて、この戦略の展開および実行に際しては、以下を取り込まなければならない。

- (a) 国際的なイニシアチブ（例：政府間機関、国連機関、多国間援助機関）
- (b) 保全及び調査機関（保護地域管理委員会、植物園、遺伝子バンク、大学研究所、非営利団体及びそのネットワークを含む）
- (c) 地域社会及び主要団体（地方及び原住民の社会、農民、女性、若者を含む）
- (d) 政府（国家、地域、地方自治体）
- (e) 民間団体

20. この戦略の実行を推進し、これらのイニシアチブ間の協力を助長するために、事務局長は適切なステークホルダーと協力をする。完全な参加を保障するため、上記19に示された実施者は、国際連合の地理的な区分のみならず、生物地理学的な地域を反映しなければならない。この協力は、努力の重複を防ぐことを目的とし、既存のイニシアチブ間の協力と協働を推進し、植物多様性の保全と持続的な利用に関する状態の分析、傾向、及び異なった測定の効果促進を促進する。適応性のある調整メカニズムの構築も考慮されるかもしれない。



*Investing  
in Nature*

この冊子の出版は、香港上海銀行金融グループ (HSBC)、アースウォッチ (Earthwatch)、世界野生保護基金 (WWF)、植物園自然保護国際機構 (BGCI) のパートナーシップ事業「自然への投資」によるものです。



植物園自然保護  
国際機構

この冊子は100%再生紙を使用しています。